

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大町町長 水川 一哉

市町村名 (市町村コード)	大町町 (414239)
地域名 (地域内農業集落名)	中部地区 (小通・港町・本町・道金町・寺口・神山・不動寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 3月12日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、線路南の区域では、認定農業者・集落営農組織を中心に農地の利用がなされている。線路北の山間部では、中山間交付金の対象地を中心とした米の作付けがおこなわれている。

・農業者の高齢化により、10年後の受け手未定農地について、新たな農業者の育成・確保や適正な管理について、今後地区内で検討を進めていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・線路南の区域については、米麦大豆を主要作物として、適正な農地利用の継続に取り組んでいく。

・認定農業者や集落営農組織への集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者の育成など地域全体で農地利用を継続する仕組みの整備を進める。

・線路北の山間部等については、現在の作付けの維持を図るとともに、今後受け手がいない農地の荒廃化を防ぐ取組を検

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	89.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	89.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手(認定農業者、農業法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸借については、原則として農地中間管理機構を利用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上を図るため、必要に応じて基盤整備について今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と協力しながら、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業等は、JA等を通じて作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山間部の農地では、イノシシなどによる被害が増えてきているため、被害防止対策を検討していく。
 ⑦山間部の農地については、荒廃しないよう保全管理を行っていく。